

地方独立行政法人北九州市立病院機構における
研究費の運営・管理に係る誓約書提出に関する手順書

令和3年4月

(目的)

- 1 この要項は、地方独立行政法人北九州市立病院機構研究費取扱規程第4条に規定する研究者等の誓約書の提出に関し必要な事項を定める。なお、研究者等とは、研究に携わるすべての職員をいう。

(提出時期)

- 2 誓約書は、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）が提出を求める時期に提出するものとする。

(誓約書の提出要請及び管理監督)

- 3 コンプライアンス推進責任者は、研究者等に対して、誓約書の提出を求めるとともに、提出状況を管理監督する。

(誓約書の様式等)

- 4 研究者等は次のいずれか該当する様式の誓約書を提出するものとする。
 - (1) 「様式1」の提出者は、研究費の運営・管理に関わる次に掲げる研究者とする。
 - ・研究に従事している主に医師等の医療従事者であって、研究代表者、研究責任者及び研究分担者に該当する者
 - (2) 「様式2」の提出者は、研究費の運営・管理に関わる次に掲げる研究支援者とする。
 - ・研究に関連した支援業務を行う者であって、研究費に係る事務処理等を担当する職員
 - ・契約、雇用、旅費、謝金関係等の業務を担当する職員及び研究費の配分機関への申請手続きや決定後の事務処理等を担当する職員
 - (3) 「様式3」の提出者は、法人で研究費を財源とする給与、謝金及び旅費等を受給する次に掲げる者とする。
 - ・研究補佐員、研究支援員として雇用されている者
 - ・研究プロジェクト、研究課題等に係る研究補助又は資料整理等を依頼され、給与、謝金及び旅費等を受給する者

(派遣労働者の取扱)

- 5 研究費の運営・管理に係わる派遣労働者については、派遣元事業者との契約等において派遣元事業者が派遣労働者から誓約書の提出を受けるなどしたうえで、仕様書等に派遣元事業者からの必要な誓約事項を記入のうえ、派遣契約を締結するものとする。